

令和2年3月3日

東 大 阪 市 長
野 田 義 和 様

東大阪市環境審議
会長 黒 田 孝



東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について（答申）

令和2年1月10日付東大阪環企第2631号により、本審議会に対して諮問のありました東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について慎重に審議を行い、別添のとおり結論を得ましたのでここに答申します。

なお、計画の策定及び推進にあたっては下記の点に十分留意されるよう申し添えます。

記

- ・地球温暖化に伴う気候変動の影響で近年日本各地でも自然災害が増加してきている状況であることから、今後さらなる温室効果ガスの削減が必要であり、2050年における温室効果ガス削減目標について実質ゼロを目指されたい。
- ・気候変動の影響に備える適応策については、行政をはじめ市民や事業者等との協働で進めていく必要があるが、行政が率先して取り組む姿勢が、市民や事業者等の取り組みを促進することに繋がる。そのため、環境部局だけでなく市役所全体として率先して取り組みを進められたい。
- ・計画の推進にあたっては、市民や事業者に広く理解されるよう様々な手段と丁寧な周知・啓発に努められたい。